

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次	ページ
告 示	
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	1
○介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可 (")	2
○介護保険法による介護医療院の開設の許可 (")	2
○介護保険法による介護医療院の事業の廃止の届出 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	3
高知県教育委員会告示	
◎博物館の登録 (教育委員会事務局生涯学習課)	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	3
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程の一部改正	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	4
○政治団体の設立の届出	5
○政治団体の届出事項の異動の届出 (2件)	6
○政治団体の解散の届出	7
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	7

告 示

高知県告示第767号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
 令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3960590051	合同会社 いつも	土佐市蓮池748-5	令和7年4月1日	訪問看護ステーション志	土佐市高岡町乙3271-6	訪問看護 介護予防 訪問看護
3962590059	合同会社 きのえたつ	高岡郡四万十町東川角乙284番地	〃	訪問看護ステーションおこめ	高岡郡四万十町琴平町9番18号	訪問介護 介護予防 訪問看護

高知県告示第768号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。
 令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3910310329	医療法人 瑞風会	安芸市本町二丁目13-32	令和7年4月1日	医療法人瑞風会森澤病院	安芸市本町二丁目13-32	短期入所 療養介護 介護予防 短期入所 療養介護
3972501286	医療法人 高幡会	高岡郡四万十町古市町6番12号	令和7年6月30日	デイサービスひなた	高岡郡四万十町古市町4番30号	通所介護
3940440138	有限会社 西田順天堂薬局	南国市大埴甲1705番地	令和7年7月31日	有限会社西田順天堂薬局	南国市大埴甲1705番地	福祉用具 貸与 介護予防 福祉用具

						貸与 特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
39705 00819	合同会社 KR	土佐市塚地436 -2	令和7年10 月31日	ヘルパー ステーシ ョン笑わ ら	土佐市高岡町甲 2082-16 三栄 ビル3F南室	訪問介護

高知県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設として、次のとおり開設を許可した。

令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日	施設の名 称	施設の所在地	サービスの種類
39521 80010	社会福祉 法人ウェ ルプラザ	香美市土佐山田 町550番地2	令和7年4 月1日	介護老人 保健施設 ときやま だファミ リア	香美市土佐山田 町548	介護老人 保健施設

高知県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定による介護医療院として、次のとおり開設を許可した。

令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日	施設の名 称	施設の所在地	サービスの種類
39B26 00014	医療法人 聖真会	土佐清水市越前 町6番1号	令和7年7 月1日	介護医療 院ことぶ き	幡多郡黒潮町出 口2070番地	介護医療 院

高知県告示第771号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第2項の規定により、介護医療院の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	施設の名 称	施設の所在地	サービスの種類
39B26 00014	医療法人 寿会	幡多郡黒潮町出 口2070番地	令和7年6 月30日	介護医療 院ことぶ き	幡多郡黒潮町出 口2070番地	介護医療 院

高知県告示第772号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
四万十びよこど 四万十市中村東町一丁目1-27 令7・12・1
もクリニック 四万十市民病院内 西棟1階

高知県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日ノ御子土佐山田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町有瀬字ワサダ1144番1	前	15.1 19.4	17
	後	16.8 21.8	17

高知県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日ノ御子土佐山田
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
香美市香北町有瀬字ワサダ1144番1	17	令和7年12月26日

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第8号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、令和7年12月23日に次の博物館を登録した。

令和7年12月26日

高知県教育長 今城 純子

設置者の名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地
高知県	高知市丸ノ内一丁目2番20号	高知県立文学館	高知市丸ノ内一丁目1番20号
高知県	高知市丸ノ内一丁目2番20号	高知県立高知城歴史博物館	高知市追手筋二丁目7番5号

公 安 委 員 会 規 則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第14号

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第8号中「読み替えて準用する同条第6項又は第7項」を「準用する同条第6項又は同条第10項において読み替えて準用する同条第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月30日から施行する。

徳島県及び高知県
参議院合同選挙区
選挙管理委員会告示

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第12号

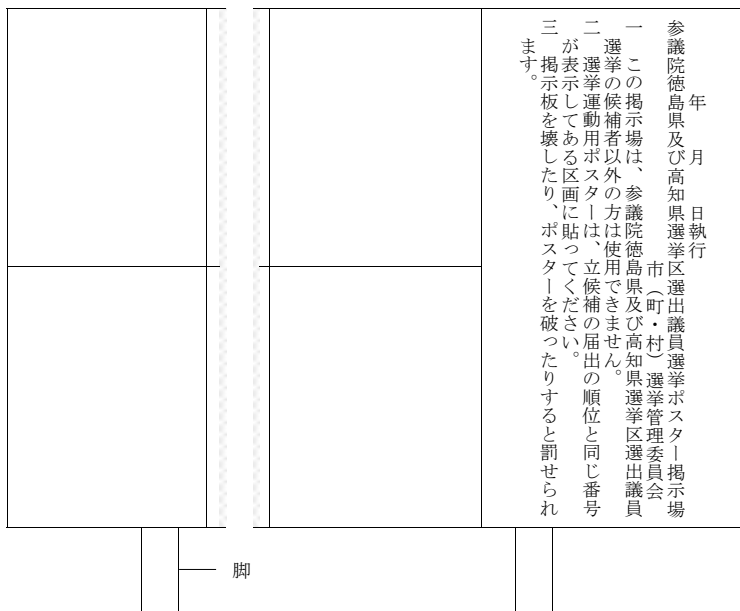
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
田中 庄司

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（ポスター掲示場）（第12条関係）



- 備考
- 1 ポスター掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
 - 2 既存の構築物を利用して掲示場を設置する場合には、脚を設けないことができる。
 - 3 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横45センチメートルとし、区画を明確に区分し、区画番号を明記するものとする。
 - 4 ポスターを掲示する区画の数が13以上である場合には、掲示板の区画の表示を3段にすることができる。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第87号

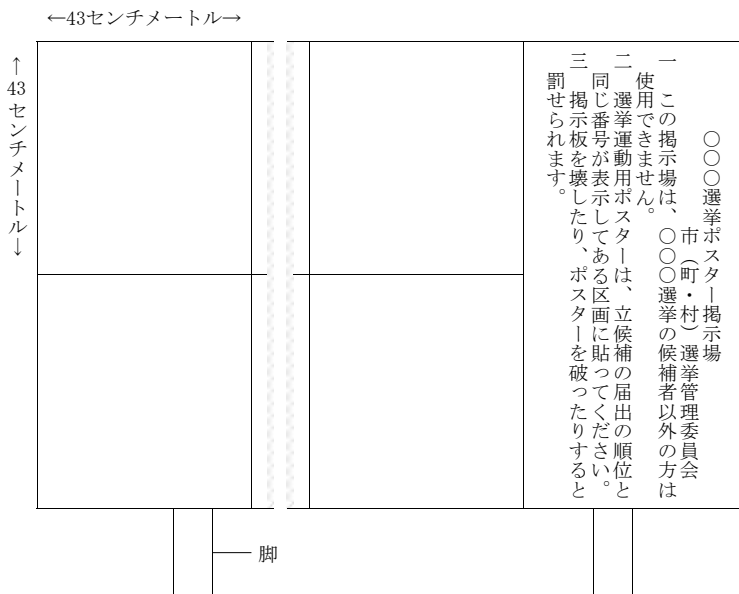
高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（ポスター掲示場）（第26条関係）



- 備考
- 1 掲示面は、ベニヤ板タイプ1又はこれに準ずる厚さ6ミリメートル程度のもので耐水及び耐熱のものとし、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
 - 2 既存の構築物を利用して掲示場を設置する場合には、脚を設けないことができる。
 - 3 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては、「〇〇〇選挙」とあるのは、「衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第〇区」とし、「第〇区」の部分には、当該選挙区の番号を記載する。
 - 4 高知県議会の議員の選挙にあつては、「〇〇〇選挙」とあるのは、「高知県議会議員選挙〇〇〇選挙区」とし、「〇〇〇選挙区」の部分には、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）第2条の表に掲げる選挙区の名称を記載する。
 - 5 ポスターを掲示する区画の数が15以上である場合には、掲示板の区画の表示を3段にすることができる。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

高知県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西岡かずのり後援会	西岡 和則	西村 和晃	香南市野市町土居1510-14	令7・10・3
チーム三原村	武内 則男	武内 恵子	幡多郡三原村柚ノ木600-1	令7・10・3
大石くにひろ後援会	大石 邦廣	大石 淑子	吾川郡仁淀川町別枝1231	令7・10・14
森岡千晴後援会	小松 弘和	西村 ひかる	土佐市波介4384-3	令7・10・20
前田さきこ後援会	高嶋 愛希	前田 真志	香南市野市町西野1733-4	令7・10・24
小松ひでみ後援会	谷田 実	那須 文雄	四万十市中村丸の内1707-41	令7・10・27
はまぐち涼子後援会	濱口 涼子	濱口 通弥	香南市夜須町手結山360	令7・10・28
はまだ隆広後援会	朝日 雄志郎	増田 淳一	高岡郡日高村下分1079	令7・10

高知県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者の氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
武内則男後援会 (武内 則男)	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	該当なし	令7・10・3
	公職の種類 (第1号)	衆議院議員		
	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)	武内 則男 衆議院議員		

高知県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	日本薬業政治連盟高知県支部 (竹内 英人)	異動なし	藤田 秀修	異動なし	令7・10・1
新			山竹 敦太		
旧	甲藤雄司後援会 (甲藤 雄司)	異動なし	異動なし	南国市岡豊町笠ノ川272-10	令7・10・13
新				南国市大桶甲901-7	
旧	下元秀俊後援会 (空岡 則明)	下元 祐子	異動なし	異動なし	令7・10・22
新					
旧	小松紀夫後援会 (時久 恵子)	吉川 雪夫	異動なし	異動なし	令7・10・23
新					
旧	大石宗後援会 (大石 宗)	異動なし	異動なし	高知市山ノ端町218-1	令7・10・1
新				高知市横	

浜20

高知県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
中平正宏後援会	中平 正宏	令7・9・25
夢とビジョンのあるまちづくりの会	宮本 幸輝	令7・9・25
筒井こうじ後援会	筒井 公二	令7・9・30

高知県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

資金管理団体

区分	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	甲藤 雄司	異動なし	異動なし	南国市岡豊町笠ノ川272-10	令7・10・13
新				南国市大桶甲901-7	